

輪島市監査公表第 5 号

輪島市長より、平成23年12月12日付け発輪監査第201号の監査結果報告に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、次のとおり公表します。

平成24年 2月 3日

輪島市監査委員 渕 良作



輪島市監査委員 中山 勝





発上第173号

平成24年 1月27日

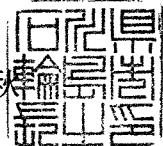
輪島市監査委員（代表監査委員）

湊 良作 様

輪島市監査委員（議会選出委員）

中山 勝 様

輪島市長 梶 文 秋



定期監査等の結果に基づく措置の通知について

定期監査等の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、別紙のとおり通知いたします。

(別 紙)

監査対象機関 上下水道課
監査執行年月日 平成23年11月30日

監査の結果	措置の内容	措置状況
① 上下水道使用料及び下水道受益者負担金滞納額について 毎年の課題であり、督促状や文書発送・分納等の徴収対策に工夫をされているにもかかわらず、なかなか滞納額縮減につながっていない。 上下水道は、日常生活と密接している分、使用制限をする際には慎重に対応していると思われるが、現在の手段のほか納入相談や自宅訪問を行うなど、アイデアを絞り根気よく住民に接し、引き続き滞納解消に向けて努力をしていただきたい。	指摘に基づき、滞納額の減少に向けて、滞納者に、年2回の催促通知書の送付及び自宅訪問等を実施し回収に努めているところである。 また、今後は市の滞納整理システム一元的管理の活用により事務の効率化を図ると共に、各課と連携し、収納率を向上させ、新たな滞納者を増やさないように努めて参りたい。	措置方針等